

平成27年度原子力規制委員会
第34回会議議事録

平成27年10月14日（水）

原子力規制委員会

平成27年度 原子力規制委員会 第34回会議

平成27年10月14日

10:30～11:30

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

議題1：競争環境下における原子力事業環境整備について

議題2：四国電力株式会社伊方発電所3号炉の発電用原子炉設置変更許可に対する異議申立てについて

議題3：新規制基準への適合性に係る許認可等の処分に対する異議申立てへの対応について

○田中委員長

それでは、これより「第34回原子力規制委員会」を始めたいと思います。

最初の議題は、「競争環境下における原子力事業環境整備について」です。

昨年10月の第32回原子力規制委員会において、IRRS受け入れ準備作業の一環として、資源エネルギー庁から、電力システム改革の概要と、これに伴う原子力事業をめぐる課題について御説明をいただきましたが、今回は、その後の検討状況等について御説明いただきたいと思います。

経済産業省資源エネルギー庁から多田電力・ガス事業部長においでいただいておりますので、御説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○多田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

ありがとうございます。資源エネルギー庁の多田でございます。昨年に引き続きまして、このような機会をいただきまして、ありがとうございます。

資料に入ります前に、一言概略を御説明しておきたいと思います。前回、競争を進めるという電力システム改革、この進展の中で、事業者の体力等に影響があり、それが結果として、安全性に対する懸念だとか、あるいは使用済燃料、あるいは廃棄物の処理と、こういったところに問題があってはならないと、そこは経済産業省資源エネルギー庁でしっかり指導監督していくようにと、こういった御指摘をいただいたと認識をいたしております。

その後、御案内のとおり、電力システム改革の第3弾の法案は、先般の通常国会で、6月に成立をいたしております。その中で、小売の全面自由化という第2弾に続いて、法的分離というものを2020年の4月1日に行うことも法律の中で決めさせていただきました。先ほどの御指摘、これは私どもも共有するところでございまして、原子力小委員会という私どもの審議会で議論してまいりまして、昨年12月には、そこで中間的な整理をいたしているところでございます。

本日は、そうしたところでの検討状況、そして現在、またその下にワーキンググループを作って取り組んでいるところについて御説明をさせていただきたいと思っております。

なお、小売の全面自由化につきましては、いつからやるかを政令で決めることになっておりましたが、これは来年の4月1日とすることを決めさせていただいております。

それでは、資料をめくっていただければと思います。1ページ目でございます。エネルギー基本計画は前回も御紹介したところでございますので、省略をさせていただきますけれども、3つ目の○(マル)にございます、先般の通常国会での附帯決議でございます。この中で、下線を引かせていただいておりますけれども、原子力事業者が共同で実施してきた再処理等の核燃料サイクル事業や、原子力損害賠償制度については、国と事業者の責任負担のあり方も含め、遅滞なく検討を行う。特に核燃料サイクル事業については、ここにありますように、実施主体である認可法人に対して拠出金の形で資金が支払われる最終処分の仕組みを参考として遅滞なく検討を行う。小売全面自由化が平成28年を目途に開始されることを踏まえて措置を講じることと、こういったところを国会からも行政に対する

宿題として頂戴をしているところでございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。先ほど申し上げました私どもの審議会、総合資源エネルギー調査会の原子力小委員会の場で、昨年10月もこれを検討してきたわけですが、昨年末に一旦中間整理を行っております。それを踏まえまして、これまでにやったこと、あるいは現在取り組んでいることを3点、大きく書かせていただいております。

1点目でございますけれども、廃炉を円滑にするための会計関連制度。これは本年の3月に施行済みでございます。これは前回も御紹介したかと思いますが、電力システム改革が進展していく中で、廃炉の判断を事業者が先送りすることなく、躊躇することなく判断を行えるようにということで、政策措置が必要だということで、会計制度と、それから、料金面での手当て、両方からやらせていただいております。詳細はまた次のページで御紹介したいと思います。

それから、その次、2つ目の○(マル)でございます。使用済燃料の再処理等に関する諸課題への対応でございます。先ほどの附帯決議の中にもございました。自由化によって事業者間の競争が進み、原発依存度が低減していく中においても、使用済燃料の再処理等に係る制度や体制などが機能を果たすよう、必要な措置を講じる必要がある、こういった問題意識でございまして、先ほども御紹介しましたように、原子力小委員会の下に「原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループ」という新しい組織を設置いたしまして、現在、この7月から検討を重ねているところでございます。これにつきましても別途資料を用意しておりますので、後ほど御紹介したいと思います。

3点目、これは我が省が主体ではございませんけれども、原子力損害賠償制度の見直しというものも政府全体として議論がされているところでございます。

2つ目のところを御覧いただきますと、今年5月に原子力委員会の下に有識者からなる「原子力損害賠償制度専門部会」が設置をされておまして、検討が重ねられていると、こういう状況でございます。

本日、私からは、上の2つ、措置済みの廃炉関係のことと、それから、現在検討中の再処理等の関係と、この点を御紹介させていただきたいと思います。

3ページを御覧いただきたいと思います。「円滑な廃炉に向けた会計措置について」という資料でございます。この問題は、下の会計面の左の方を御覧いただきますと、これまでの手当てがない状況でございますと、計画外の廃炉、予定外の廃炉ということになりますと、そこで一時に費用負担が発生すると、こういうことになっているという仕組みでございまして、これは事業者にとって避けたいという判断になる。

それから、料金面におきましても、3年間でならずという仕組みになっておりますものですから、例えば、右の方の資料を御覧いただきますと、①から⑩までを全部積み上げると全体の費用になるわけですが、これまでの制度ですと、それを3年間の中で割り振るしかないものですから、現在よりは料金値上げの方向に働いてしまう。これも事業者といたしますと、料金値上げはしたくないということでございまして、この両方の制度が

現状のままですと、廃炉の判断はできるだけ先送りしたいと、このようなことになってしまうということでございまして、私ども、そのような問題意識に基づきまして、これらがスムーズな判断になるように、1つは左側の会計面で、一時に費用認識になるということではなくて、10年間で分割して償却することを認めるようにすることを会計面の制度として手当てをいたしました。

そして、料金面におきましても、3年間で回収する費用につきまして、10年間で分割して回収できるようにいたしまして、値上げになることを避けて、需要家の負担を平準化できるようにしたということでございます。御案内のとおり、こうした措置を3月に講じたことによりまして、3月には事業者の方で、対象となる7基のうち5基の廃炉が判断されたと、このようになっているところでございまして、この制度が貢献することができたかなど、このように認識をいたしております。

それから、次のページから、これは現在検討中の核燃料サイクル事業、特に再処理に関する検討状況の御説明であります。以下4ページほどございますので、簡略に御説明したいと思います。

まず、現状のイメージでございましてけれども、再処理に係る資金につきましては、再処理積立金法という法律がございまして、こうした法律を中核にいたしまして枠組みができ上がっておりますが、全体の流れだけ簡単に御紹介いたしますと、下の図を御覧いただきますと、まず、原子力事業者、下の方にありますが、発電をすることによって使用済燃料が発生をいたします。この発生量に基づきまして、経済産業大臣が積立額を通知する。その通知に基づいて原子力事業者は積立金を積み立てるわけでありまして、その資金につきましては、資金管理法人である、いわゆる原環センターで資金の管理・運用がなされているということでありまして。

ポイントは、これは積み立てとなっておりますので、このお金は原子力事業者の所有に属しているという状況のままです。そして、右の方に④⑤とありますけれども、再処理等の費用を再処理事業者である日本原燃に対して支払う必要が生じますと、その都度積立金を取り崩すといえますか、取り戻しまして、そのお金をもとに原子力事業者が日本原燃に支払うと、こういう仕組みになっているわけでございます。

先ほどポイントとして申し上げましたけれども、積み立てということで、お金は事業者のものでありますので、万が一原子力事業者の経営が悪化する等々のことがございまして、実際に日本原燃に支払うお金が安定的に確保されないという面がございまして、現在は民間の契約でございまして、⑤のところにありますけれども、原子力事業者が日本原燃に対して法律上の支払義務がなされていないという状況にございまして。

このような点も含めまして、全体として、今の仕組みのままでいきますと、使用済燃料の再処理等について、安定的に資金を確保するという点で1つ懸念があること、それから、もう一つは、体制面でございましてけれども、純粹の民間事業者である日本原燃という株式会社形態でやっている再処理事業の体制が現状のままでいだろうかという問題、さらに

は、核不拡散上重要な再処理事業と書いてございますけれども、こうした機微な事業について、純粹に民間の事業のままで不安がないだろうか、こういったところが問題として存在する。こうしたものにどういうふうに我々として向き合うかと、こういう問題設定でございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。今、概略を申し上げましたけれども、改めて整理をしてみますと、このようなスライドに整理できるのではないかとということで、ワーキンググループに私どもから提出した資料でございます。

上の四角にございますように、繰り返しになるところは避けますけれども、競争の進展や原発依存の低減と、こういった状況の下でも、使用済燃料の再処理等が滞ることのないようにしたいということで、今、申し上げました資金の面、それから、事業遂行の面、こうしたところで制度的な手当てが必要なのではないかと、こういうことであります。

さらに、懸念や課題というものを3つに整理をいたしております。

1つは資金面でございます。地域独占・総括原価方式がなくなって、自由競争が始まる中で、使用済燃料の再処理等に必要な資金が安定的に確保できるのかといった問題。

それから、体制のところにつきましては、2つに分けておりますが、1つは、真ん中の確実な実施体制の担保というところがございますけれども、「競争関係にある事業者同士による共同実施」という形態では、事業を確実に遂行できないのではないかと。結果として、使用済燃料の再処理等が滞るおそれがあるのでないかといった問題。

それから、関係者の利害や思惑の違いが顕在化する中で、適切かつ効率的な事業実施が図られなくなるおそれがあるのでないかと、こういった問題意識であります。

こうした問題に対して、どういった方向で対応していくべきかということで、下の方に書いてございますが、まず、資金面につきましては、使用済燃料の発生時にあらかじめ資金を確保するという仕組みにしていくということでございまして、現行、積立金制度でございますけれども、これを後ほど触れます拠出金制度に見直しをしたらどうかといった考えであります。

それから、民間の共同事業で大丈夫かという点につきましては、真ん中の四角の一番下でございますけれども、事業を確実に遂行できる体制を担保するために、解散に歯止めのある法人を作るといったことなどを含めて、国が必要な関与をするとしたらどうかということでもあります。ただ、その際に、民間に、これは現在、具体的に言えば日本原燃という会社になりますが、ここに技術・人材等が蓄積されていることにも留意が必要だと、こういう認識です。

それから、3点目でございますけれども、利害等の違いが顕在化するという点につきましては、原子力事業者のコミットメント、これを競争関係に関わらずしっかり確保することで、事業遂行に適正なガバナンスが働くような仕組みを構築すると、こういった方向性で検討しようということで提案をさせていただきました。

次の6ページには、一番左にありました資金面での手当ての具体的な対応についての

我々の考え方を整理させていただいております。上の四角を御覧いただきますと、先ほどもちょっと御紹介しましたが、現行の制度、積立金制度でございますが、これは費用の一部を自ら積み立ててはおりますけれども、その資金は各事業者に帰属しているという状況でございます。競争の中で、私も考えたくはありませんけれども、仮に事業者が破綻するような事態が生じた場合には、積み立てた資金、これは民－民契約でございますので、実施主体に渡らないおそれがあるわけでございます。

下の方の四角に目を移していただきますと、下から2つ目の○（マル）に書いてありますが、この積立金は他の債権に劣後してしまうということでございます。全額が日本原燃に渡ることにはならないと、こういうことでございます。

したがって、上の方の四角に戻っていただきますと、このため、使用済燃料が発生した時点で、あらかじめ必要となる資金が確保されるよう、再処理等に必要となる全ての資金を実施主体へ拠出することを義務づける制度、拠出金制度といいますが、こういうふうに改めてはどうかということでございます。

真ん中に模式的に図を書いておりますが、現行の制度、各原子力事業者が積み立てをする、先ほども絵にありましたが、資金管理法人である原環センターに積み立てをしておりますが、資金の帰属は各事業者でございます。日本原燃に支払う法律の義務はないと、こういうことでございます。

これを変えるということで、右側を御覧いただきますと、各原子力事業者が、この図には書いておりませんが、あらかじめ発電時に拠出をするということで、新たな実施主体に拠出を義務づけるということで、拠出金については、実施主体が資金管理法人を活用するといったことは我々も想定はしておりますが、ポイントは各原子力事業者があらかじめ必要な資金を拠出するということでありまして、その拠出金の受け皿となる実施主体を新たに作ると、こういうことになろうかと思っております。このような考え方で、安定的な資金確保ということに制度的な手当てをしたいということでございます。

それでは、資金の受け皿となる実施主体でございますが、これをどういう性格の組織にしたらいだろうかというのが次の7ページでございます。再処理事業につきましては、これまで民間に人材技術があるわけでありまして、引き続き民間を主体として事業を実施すべきであろう、国が主体として事業を行うことは不適切であろう、このように考えております。

その意味で、先に下の方の表を御覧いただきますと、独立行政法人でありますとか、特殊法人といった形態はこの性格にはなじまないだろうと、このように考えているわけでありまして、③④⑤にあります認可法人、指定法人、株式会社等、民間主体の組織の中でこういった組織がいいだろうかと、こういうことを検討することが適切だろうということでございます。

民間主体ではあるのですけれども、今後、使用済燃料の再処理等が滞ることなく実施責任がしっかりと全うされるようにするためには、この実施主体が確実に存在し続ける、逆

に言いますと、経営判断によって自由に解散ができない、解散の歯止めというものをしっかり用意する。それから、あらかじめ資金を拠出金として受け取るわけですが、資金を確実に徴収できる法人であると、こういう性格を備えることが必要であろうということでございます。その際、核不拡散上も重要な再処理等が適切な体制のもとで確実に実施される仕組みとすべきだと。

こういった観点から、この実施主体につきましては、民間主導で設立される一方で、国が必要な関与を行うことができる認可法人とすることを念頭に検討を進めるべきではないかと、こういった提案をさせていただいております。

つまり、下の表でいきますと、③④⑤の中で考えるのだけれども、その中で、特に事業の確実な実施といったところを御覧いただきますと、法律の規定によらなければ解散不可という仕組みとすることができる認可法人、あるいは資金の強制徴収権限を持つことも可能だと、こういった認可法人がほかの指定法人、あるいは株式会社と比べまして、ふさわしい性格を持つ法人形態であろうと、このように考えたわけでございます。

以上に基づきまして、現在、このワーキンググループで議論が継続をされております。まだ途中段階でございまして、例えば、先ほど課題として御覧をいただきました5ページのところに戻っていただきますと、今の拠出金制度で認可法人でという形によりまして、左側の2つについてはおおむね対応できるようになるわけではありますが、一番右の適正なガバナンスを確保するという観点には、まだそうした仕組みまでは議論が進んでいないという状況でありまして、今後のワーキンググループの中でそうした議論を深めていく必要があると思っております。

なお、日本原燃という現在ある民間の株式会社につきましては、新しくできます実施主体である認可法人との関係については、既にこのワーキンググループの中でも議論がなされておまして、日本原燃という株式会社は、今、技術・人材を蓄積されている組織として、現行の組織を引き続き存続させるということで、新しい実施主体との関係でどのように整理をしていくのかといったことを引き続き、適正なガバナンスも含めまして、しっかりと議論をしていこうと、こういった形に現在議論がなされているところでございます。

8ページ以降は参考の資料でございますので、私からの説明は割愛をさせていただきます。

以上でございます。

○田中委員長

ありがとうございました。

これから御質問、御意見等をいただきたいと思います。まず、今、多田部長から「競争的環境下における原子力事業整備について」というタイトルで御説明をいただきました。

一方、私どもの立場としては、原子力安全に直接・間接に関連する、いろいろな政策課題もあると認識しておまして、これは自由化だけではなくて、やはり福島第一原子力発電所の事故の後の原子力を取り巻く環境が大きく変化していることも踏まえて、いろいろ

な課題があります。そういったことを全体的に勘案しながら、各委員からも、せっかくの機会ですから、積極的に御意見をいただきたいと思います。それでは、どうぞ、誰からでも。

田中知委員。

○田中知委員

まず1つ目でございますが、保障措置と核セキュリティにつきましては、しっかりと対応できるような体制にさせていただきたいと思います。

先ほど、資金を確実に準備できる法人であることが必要という話があったとおりでございますが、再処理工場につきましては、将来的には再処理工場の廃止措置とか、発生する廃棄物を安全に廃止措置する、廃棄物についても安全に対策する、対応することが重要でございますが、これらに対しては、多くの資金が必要になってくる可能性が十分ございます。だから、そのような状態においても、しっかりと対応できるようなシステム、あるいは組織体制にさせていただくことが、国あるいは国民の安全上重要かと思っておりますので、その辺のところをまず確認しておきたいと思っております。

○多田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

ありがとうございます。

私、先ほど再処理のところを「再処理等」という言葉を使いましたけれども、田中知委員が御指摘のとおり「再処理工場から発生する廃棄物」、これは低レベルのもの、それからTRU（超ウラン元素）もありますけれども、そうしたものに対してのしっかりとした対応をやっていく、これは非常に大事なことでありまして、実は現行の積立制度の中でも、再処理工場の再処理工程そのものではなく、まさに後工程になりますけれども、そうした部分についての資金の手当ても含んでいるものでございます。そうしたことも、我々は念頭に置きながら、今回拠出金制度の対象をどのようなものにするのかといったときには、今、田中知委員の御指摘のような点も含めて、しっかりと考えて対応したいと思っております。

そして、廃止措置、これもまた時間のかかることになりますけれども、そうしたことについても、再処理を円滑にしていくことのみならず、これは原子力発電所と同様でございますけれども、発電をし、そして最後まで廃止をしていくといった一連のプロセスを事業者が責任をしっかりと果たすということは大変重要なことだと思っておりますので、しっかりと対応していきたいと思っております。

○田中知委員

よろしくお願ひしたいと同時に、廃止措置にどれだけの費用がかかるかとか、それから再処理工場の廃止に伴って、あるいは運転に伴って出てくる廃棄物にどんな費用がかかるかというのは、現時点では十分な制度をもって評価できないとも思うのですね。やはりこれから評価精度が上がってくる中でも、それに十分対応できることが大事かと思っております。よろしくお願ひします。

○田中委員長

他に。

はい、更田委員。

○更田委員長代理

今、御説明いただいた資料に沿いますと、3ページに「円滑な廃炉に向けた会計措置について」、これを御検討いただいて、基本的に競争環境下の中で原子力事業者の体力が落ちてしまって、廃炉であるとか廃棄物、一連のものに対応できなくなると困るということをちょうど1年前に申し上げたわけですが、ここで計画外廃炉があった時に、廃炉に伴って一括して発生する費用を10年間に分割する、費用面でも対応できる、そういった制度が示されているのですけれども、一般にこういうものは後年度になると費用が見積もりより増加することが多々見られるわけですが、後年度に必要な資金が増加した場合に、十分確実に対応ができる制度にこれはなっているのでしょうか。

○多田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

ありがとうございます。

これは、現在廃炉会計制度、それから廃炉の料金というものに制度手当をいたしておりますけれども、現時点で見込まれる廃炉に係る費用という仕組みに現時点ではなっているという状況でございます。後年度にそのようないわゆる上ぶれになったところの取扱いについては、現時点では確たる結論を得ている状況ではございません。

○更田委員長代理

やはり廃炉は10年どころではない長期間続くことですので、この計画外廃炉の意思決定をしたその時点における負担に関しては、この制度によって平坦化されることによって意思決定もとりやすくなることはあるだろうと思うのですが、長く続く事業の中で、廃炉事業が破綻してしまわないように、より安定的な後年度を支える制度についても、是非きちんと検討いただきたいと思います。

○田中委員長

田中知委員、どうぞ。

○田中知委員

今、更田委員から廃炉の関係の話がございましたので、関連することとして、廃炉等で発生する廃棄物の「中深度処分」と言いますか、昔の言葉だったら「余裕深度処分」と言っていたのですが、これの規制基準の検討に関係して、いくつか発言しておきたいと思います。

原子力規制委員会及び原子力規制庁では、今年7月から廃炉等に伴い発生する廃棄物の中深度処分に係る規制基準の検討を進めておりまして、7月22日の原子力規制委員会において、検討中の内容についても議論したところでございます。

議論は途中段階であって、結論に達したわけではありませんが、共有しておきたい3つの点について申し上げたいと思います。ちょっと時間が長くなりますけれども、御容赦いただけたらと思います。

1つ目は、事業の継続や事業資金の確保についてであります。当該廃棄物の埋設に係る事業は、300～400年程度の長期にわたって、また地下100メートル程度、またはそれ以上の深さへの埋設が行われることから、廃棄物埋設後の異常時の措置、場合によつたらもう一遍それを再処理しなければいけないとか、そういう異常時の措置によっては相応の費用が必要であると考えられます。本日の御説明の趣旨に鑑みれば、当該事業についても事業資金の確保は重要な課題であると認識しておりまして、当該処分事業を行う実施主体について、事業の継続性や事業資金の確保、制度的に確実にすることが必要と考えますので、この点について政策サイドにおいて検討の必要があるものと考えます。

2つ目ですけれども、事業終了後の土地利用等の特定行為を制限する等の制度的な管理についてであります。検討中の規制基準等の議論を踏まえると、十分な深度の確保などの工学的な設計要求によって、事業終了後の人間侵入を防止する対策を講じることが必要であります。長半減期核種による放射能が数万年を越えて存在することから、300～400年の事業終了後に全く管理が行われないとすると、人間侵入のリスクが残ってしまう可能性があります。そのリスクを低減するためには、事業終了後に土地利用制限等の制度的管理が必要ではないかと考えるところでありまして、このような一般公衆の行為に対する制度を設けるとすると、国として新たな仕組みを構築することが必要ではないかと考えております。したがって、このような事業終了後の一般公衆に対する土地利用等の特定行為の制限を確実に実施するための方策について、政策サイドにおいて検討の必要が生じると考えております。

3つ目でございますが、中深度処分では処分できない炉内等廃棄物があるということでございます。長期の気象、海水準変動のサイクルを考慮すると、地下100メートル程度の深度では10万年を越える長期間において、廃棄物埋設地の地表への近接が避けられない可能性を有しておりまして、このため長半減期の放射性核種の濃度制限を要求することを検討中でありまして、このため、炉内等廃棄物によっては、使用量ではあるかと思っておりますけれども、今回検討中の規制基準の対象外となるものも考えられまして、さらに深い深度への埋設等、別途安全を確保するための要求をすることが必要になってくるかとも考えます。したがって、このような検討の枠を外れる廃棄物の処分方策について、政策サイドで検討していただく必要性が生じるものと考えます。

このように、現在検討中の規制基準等は組織体制の整備や特定行為の制限を伴う制度的管理等の前提条件の下で成立するものでありまして、これは前提条件が確定しない限り、確たる規制基準等の策定は難しいことを資源エネルギー庁においても十分認識していただきたいと思っております。

以上です。

○田中委員長

他にございませんか。

伴委員、お願いします。

○伴委員

説明を伺って、結局これは事業を安定的に継続できるための制度設計であると判断しましたけれども、ただ、既に他の委員からも指摘があったように、事業が終わった後もものすごく長い期間を相手にしなければいけないというところで、むしろその安全規制サイドから考えると、ある時に事業が終了しても、その後大丈夫なのですかというそこですよ。だから、その意味では、こちらから要求しているものとはかなりかけ離れているのではないかという印象を受けます。

それで、こういった制度を作るときに、初期の見通しが甘いということが、これまで多々ありました、他の分野においても。ですから、これがそういうものではないということをおっしゃるのかどうか。そして、制度を作ったから、これで取りあえず大丈夫だと思いますというやり方は、少なくともこの原子力に関して許されないもので、やはり仮に今、こういう制度設計をしたとしても、この後本当にこれでやっていけるのかという柔軟な見直しが常時必要になると思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○多田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

ありがとうございます。

事業終了後の扱いについても、しっかり見通しを持って、我々は制度を作らなければいけないという御指摘は、まさにそのとおりだと思います。

その上で申し上げさせていただきたいのは、我々も、これは現在検討中で、先ほどは御説明の中では触れませんでした。基本的にはこれも法律の手当てが必要な仕組みでございますので、来年の通常国会に提出できるように準備を進めたいと思っております。

その時にも、おそらく議論となるかと思っておりますけれども、今後の来年4月の小売全面自由化以降の状況、実際にどのような競争状況になっていくのか、そうした状況も見据えながら、制度をしっかりローリングして見直しをしていくみたいな考え方は当然必要になってこようかと思っております。具体的な何か仕組みとして、どのようなことにするかというのはこの後しっかり検討していきたいと思っておりますけれども、一度作って、それでそのままにしておくといった姿勢でこうした問題が済むという感覚は持ち合わせていないということは申し上げておきたいと思っております。

それから、先ほどの田中知委員からの廃棄物の問題は、一部私どもも共有させていただいております。検討状況を伺っているところでございます。長期間にわたるところで、費用発生をどうするかといった問題、終了後の土地利用の制約の問題、さらには、これは余裕深度というか、L1（低レベル放射性廃棄物）の中にも地層処分にいかなければいけないものが出てくるのではないかと、こういったことかと思っておりますが、こうした問題について、制度的な手当てをするときにどういった方向でしていくのがいいのか、それが炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）の範囲の外になるのではないかと、こういった御指摘も頂戴しておりますし、その場合、ではどのようにやっていくのか、ちょっとこれは資源エネルギー庁だけで対応できる問題ではないと思うのですけれども、い

ずれにしてもこの原子力発電をめぐる問題でございますので、資源エネルギー庁として、当事者意識をしっかりと持って対応していきたいと思っております。

○田中委員長

石渡委員、どうぞ。

○石渡委員

2つほど質問がございます。

1つは、先ほど更田委員からも話があったのですが、資料の3ページの会計措置の件で、10年間で分割して償却することを認める制度を作るということですが、これが例えば20年、30年でなくて、10年間ということにした理由をひとつお答えいただきたいということ。

それから、7ページに、再処理についての話がございますけれども、「核不拡散上も重要な再処理等が適切な体制の下で実施される仕組みとすべき」という文章がございます。

「核不拡散上も重要な再処理」というこの関係をちょっと分かりやすく御説明いただければと思うのですが、その2点をお願いします。

○多田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

ありがとうございます。

まず1点目、会計制度の10年分割がなぜもう少し長期ではないのかということですが、我々はこの会計制度を作るに当たりましては、私どもの審議会の中で会計士等々の先生方にも入っていただいて、御議論させていただきました。やはり一時に発生する費用をどういった会計処理をするのかといったことについては、やはり会計制度的に一定の規律がありまして、むやみに長期にやるということはなかなか制度の性格上なじまないという議論もありまして、これまでの例等も参考にしながら、この10年間という期間が出てきたものでございます。

それから、2点目の核不拡散上というところでございますが、基本的には、分かりやすく申し上げれば、再処理事業から発生するプルトニウムを適切に管理していかなければいけない。我が国全体として、余剰プルトニウムは持たないという大原則の下で、この再処理事業を行っていくことにしているわけですが、プルトニウムが発生する量、それからプルトニウムを燃やす量と言いますか、MOX燃料としてそれを発電に使うという主要の量との関係が、バランスが損なわれることがないようにしっかりとしていかなければいけない、そうしたところに大きな問題意識を持ちながら、核不拡散上重要な再処理事業について、しっかりと適切な管理をしていく、こういったことをこの文章で提起させていただいていると御理解いただければと思います。

○田中委員長

他に。

はい、更田委員。

○更田委員長代理

2つのことを伺いたいと思います。

1つは、先ほど田中知委員から指摘もあった発電所の廃炉に伴う解体廃棄物、この管理ないし処分といったものが事業ベースに乗るのは数年以内には体制を整備しなければならない。そのために、いわゆるL1廃棄物をどうするかということに関して、原子力規制委員会も制度整備に向けて議論を積極的に進めているところではありますけれども、やはり人間侵入、制度的管理の問題に関しては、事業者サイドの方での整備、これは場合によっては法案の整備も含めて必要になって、それを受けて、一方規制側は、それに対する規制の制度を整えていかなければならない、順序としてはおそらくそういった形になるのではないかと思います。それぞれが法案整備、法整備を含めた対応が必要になる可能性がある。そうすると、かなりの時間を見込まなければならないこともあるのですが、一方で、環境整備、制度整備が拘束条件になって、廃炉にかかる作業が遅滞するようなことは望ましくない。是非とも、先ほど田中知委員からの指摘もあったように、政策サイドでの制度検討については、スピード感を持って臨んでいただきたいと思います。

2つ目は今、石渡委員も言及をされましたけれども、原子力規制委員会は、決して政策に関わることにタッチするわけではないですけれども、セキュリティや安全の観点から言うと、今、プルトニウムのバランスについて多田部長からも言及がありましたけれども、プルトニウム保有量に係る様々な懸念が寄せられるのも事実です。そういったものを政策サイドとして、どこがボールを持っているのか。これは資源エネルギー庁が責任を負っていると認識しているのか、一方原子力委員会という組織もありますけれども、このプルトニウム保有総量に関わる懸念に答える、また余剰プルトニウムを持たないといった問題に関しては、資源エネルギー庁が主体的に責任を持っていると考えてよろしいのでしょうか。

○多田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

まず、2点目のお話について申し上げます。

私ども資源エネルギー庁は、原子力の発電の利用というその分野について責任を持っているところでございまして、我が国全体については、研究施設等々も別途ございますので、全体を見ていくのは、これまでは原子力委員会という組織が見ているということではないかと思えます。

また、このプルトニウムバランスの問題につきましては、まさに海外も日本の状況に対して大きな関心を持っているということでもございますので、政府の中では、外務省も関係をしていると、このように思います。

ただ、全体の中で、やはり発生量あるいは使用量ということになりますと、私どもが見ている分野が非常に大きいというか、大半になることは、これは確実でございますので、何をもって主体的にということの意味があるのですけれども、我々として大きな当事者意識を持って、逆に他の方々に任せるといふことなく、しっかり対応したいと思っておりますけれども、私どもが見ているから、それで全て済むというわけではない。一定の原子

力委員会の関与は必ず必要だと思いますし、そういう状況になっていると御理解いただければと思います。

○田中委員長

他にございませんか。よろしいですか。

それでは、最後、大体私も皆さん御指摘のことに関係すると思うので、今日は、どちらかという、自由化のもとでの発電事業の安定性というよりは、バックエンドに関係するようなどころについて、ここが大きな課題であるというところで御説明いただいたのだと認識しております。

これはもう今まで各委員から御指摘があったように、どうしても国の関与というのが非常に必要になってくる。これは超長期の廃棄物の管理、安全を確保する上では、やはり制度的管理を含めて、国の関与を頭に置いておかないと、これは実現しないということが一つあります。

それから、今、最後に更田委員とか石渡委員からありましたように、やはりプルトニウムバランスの問題というのは、これから再処理事業と関係してきて非常に大きな課題になると思いますので、これはみんなで関係者が頭を絞ってよく考えていくべき課題で、これは事業者だけの問題ではなくて、政策の問題だと思いますし、我々の立場は、核セキュリティとか、そういう立場からいろいろ物を申すことになると思います。

そういったことを踏まえまして、いろいろ非常に難しい課題、まだ解決、答えが見出せないような課題もまだあると思いますが、是非こういった今日のいろいろな各委員からの指摘については、十分にしんしゃくして、今後、御検討いただけるということで私は理解しているのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○多田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

ありがとうございます。基本的な問題認識は同じ方向を向いていると思います。

私ども、ただ、1点、こうした場で私どもの悩みも御披露させていただきたいと思いますが、例えば低レベルの廃棄物と高レベルにつきましても、法律の枠組みを変えて、発生者としての責任というものをやはり事業者にしっかり負ってもらうという考え方というのは当然あるべきだと思っております。私どもも今回の再処理事業につきましても、民間が主体としてやっていくけれども、国がどのように関与をしていくべきなのか。この辺の間合いというか、割合というのですか、この辺のウエートのつけ方というのは、この制度の設計の中でも大きな肝になる部分かと思っております。

私ども、電力事業者、原子力発電事業者につきましても、原子力を取り扱っているということに対する大きな責任と、それから、モラル等々をしっかり持ち合わせていると思えますけれども、これから制度設計とかをどんどん進める中で、国が関与を強めることがあっても、事業者の責任というのは変わらず引き続きそれはあって、全体としての管理がうまくいく。国も前に出るけれども、事業者もしっかり前に出ると、こういった国が前に出て事業者が引くみたいなことにならないような仕組みというものをしっかり、そのバラ

ンスというのが非常に重要なところだと思っております、そうしたところに頭を悩ませながら、今日、原子力規制委員会の委員の各先生方から頂いた貴重な御指摘というものを我々としてしっかりと踏まえながら対応していきたいと思っております。

○田中委員長

多田部長からはきちんと約束していただきましたので、状況の進展によっては、またおいでいただいて御説明いただくこともあらうと思っておりますので、今日はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

次の議題に移ります。次の議題は「四国電力株式会社伊方発電所3号炉の発電用原子炉設置変更許可に対する異議申立てについて」です。

本年9月10日に提出された原子力規制委員会への異議申立ての内容について、事務局より報告を頂きます。

山形安全規制管理官から御説明をお願いします。

○山形原子力規制部安全規制管理官（PWR担当）

規制庁の山形でございます。

資料2「四国電力株式会社伊方発電所3号炉の発電用原子炉設置変更許可に対する異議申立てについて（案）」に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、経緯でございますけれども、伊方3号、原子炉等規制法に基づきまして7月15日に設置変更許可を出しております。

これに対しまして、行政不服審査法第45条、いわゆる「60日ルール」ですけれども、60日以内にということで、9月10日に異議申立人から行政不服審査法第6条に基づきまして異議申立てがなされました。

2. ですけれども、その申立ての概要でございますけれども、そのものは後ろに別添として付けてございますけれども、主な内容は、取り消しの決定を求める。その理由としましては、審査においてクリフエッジ超えを避けようとする「恣意的操作」がある、基準地震動の策定が過小である、重大事故発生時の対処において水素爆轟の危険がある等々でございます、そういう内容と口頭意見陳述を求められている。また、執行停止を申し立てられているという内容でございます。

これの対応方針でございますけれども、これは今まで既に10件以上異議申立てが出ておりますが、それと同様の対応をとりたいと考えてございます。

まず、原子力規制庁におきまして、この適式要件、適法要件というものの確認作業を行いまして、原子力規制委員会において異議申立て審理、その他必要な手続を行う。

この際、本件異議申立てについては、他の異議申立てと同様、この原子力規制委員会が行った自らの処分 of 適否、当不当を審議するという異議の申立ての手続の性質に鑑みまして、審理及び資料・議事録を非公開とします。ただし、決定を送達後は資料、議事要旨を公開とする。こういう方針で行っていきたいと思っておりますので、御了解を頂ければと思っております。

私からの説明は以上です。

○田中委員長

ありがとうございました。

何か御意見、御質問はございますか。

今までも扱いは、大体、何度もやってきているので、今、提案のありましたとおり、審理を進めるということでご了解してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○田中委員長

では、それでお願いしたいと思います。

次の議題は「新規制基準への適合性に係る許認可等の処分に対する異議申立てへの対応について」です。

資料3の後ろの方にありますように、たくさんのこういった異議申立てが次々と出てまいりますので、これについて、どういうふうに関後扱うかということについて、事務局から提案をお願いしたい。

山形安全規制管理官から御説明をお願いします。

○山形原子力規制部安全規制管理官（PWR担当）

規制庁の山形でございます。

資料3「新規制基準への適合性に係る許認可等の処分に対する異議申立てへの対応について（案）」というものでございます。

これは先ほどの議題2で御説明しましたとおりでございますけれども、我々行政庁の処分に対しまして、行政不服審査法で異議申立てができるというふうになってございます。

そして、これまでの対応でございますけれども、川内原子力発電所の設置変更許可以降、また、先ほど御説明させていただいたものも含めて11件の異議申立てがございまして、先ほどのように案件ごとに取りまとめて原子力規制委員会に報告をして、その後、対応方針ということをお諮りしまして、以下の手続で御了解を頂いております。

(1)として、まず、適式要件、適法要件、その確認作業を行う。(2)原子力規制委員会で異議申立ての審理、その他必要な手続を行う。(3)原子力規制委員会にて異議申立てに対する決定を行う。(4)必要な手続につきましては、先ほども御説明しましたけれども、原子力規制委員会自らの行った処分の適否、当不当を審議する、そういう異議申立ての性質に鑑みまして、審理及びその資料・議事録を非公開とし、決定の送達後、資料、議事要旨を公開する。こういう方針を毎回お諮りいたしまして、御了解を頂いております。

このように相当回数も重ねましたので「3. 今後の対応方針」でございますけれども、今後、新規制基準への適合性に係る許認可等に関する異議申立てに係る手続につきましては、個別の案件の内容によらず、その上に書きましたように、行政不服審査法に基づきまして上の(1)から(3)のとおり進めると。また、(4)のように資料の公開・非公開

というものを扱っていくということが適切だと思っております。

したがって、今後、異議申し立てを受理した際には、今まではその都度委員会に報告して、対応方針というのを審議しておりましたけれども、今後は、受け取りましたら、委員会に報告するかわりに原子力規制委員会ホームページに公表することとしまして、2.の(1)から(4)の手続を進めることとしたいと思っております。

ただ、当然、これと異なる対応が必要となった場合には、原子力規制委員会において、その都度御検討をしていただければと思っております。

今後の、ある種ルーチン化しておりますので、同じ対応をとるということで進めさせていただきますと、この案を作りました。

私の説明は以上です。

○田中委員長

ありがとうございました。

ただいまの提案について、何か御質問とか御意見はございますでしょうか。

もう今まで何度も重ねてきている事案ですので、もしなければ、事務局から提案のとおり、新規制基準への適合性に係る許認可等の処分に対する異議申し立てを受理した場合には、ただいま提案のありましたとおり対応することです。了承することにしたいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○田中委員長

ありがとうございました。

本日予定していた議題は以上ですけれども、ちょっと私の方から皆さんの御意見も伺いたいと思うのですが、実は先日、9月30日の原子力規制委員会で、日本原子力研究開発機構にもんじゅへの対応について個別に聴取することを決めさせていただきました。その辺について、日程調整はどういうふうになっておりますでしょうか。

○大村長官官房緊急事態対策監

原子力規制庁の大村でございます。

今のもんじゅに関する原子力機構とのヒアリングについての日程調整ということで、私の方からお答えさせていただきます。

具体的な日時はまだ確定していませんけれども、今月、10月の末ごろを目途に原子力機構とは現在スケジュール調整をしているところということで、もうしばらくお待ちいただきたいと考えております。

以上です。

○田中委員長

10月21日が報告徴収命令の期限だったと覚えていますけれども、それでよろしいですね。

○大村長官官房緊急事態対策監

先般の事案につきましては、10月21日までの期限で報告を頂くことになっております。

○田中委員長

実は、このもんじゅの問題については、これまでも監督官庁である文部科学省に2度にわたって文書で注意喚起等の対応をして、また、その対応を求めてきています。

その際、文部科学省の方からは、再発防止に向け最大限の対応をしてみたいとの回答を得ておるわけですが、それ以来、2年以上たっていますけれども、現状は、文部科学省が最大の対応をしてきたものと思いますけれども、満足すべき、我々が納得できるような対応になっていないというのが実情であります。

改めてそういうことを考えますと、もんじゅの運営事業者としてのJAEA、日本原子力研究開発機構に係る文部科学省の取組について、文部科学省自身が最大限の対応をしてきたということについて、どのように認識して、評価しているのかということを確認したいということ。

それから、先日もちょっと各委員からもありましたが、もんじゅという非常に新たな大きな原子力発電施設をJAEAにこのまま委ねていることについて、本当にそれについて妥当なのかどうかも含めまして、どういう認識をしているのかということについて、文部科学省から改めてお聞きする必要があるのではないかというふうに私自身考えまして、ちょっと事務局に文部科学省にサウンドしていただいたところですが、その答えはどんな状況ですか。

○大村長官官房緊急事態対策監

御指示を受けまして、こちらの方から10月21日の、これは定例の原子力規制委員会でございしますが、これへの出席を打診してございます。昨日までの状況では、いまだ返事は頂いていないのですけれども、本件について、文部科学省で現在対応を検討中と聞いているところでございます。

○田中委員長

ありがとうございます。

私自身は、この問題は非常に重要な問題でありますので、文部科学省の認識を改めてここできちんと理解しておく必要があると考えているのですが、そういうことで事務局にこのまま進めていただいてもいいかどうか、御意見を伺えればと思います。。

更田委員。

○更田委員長代理

是非そのように進めていただきたいと思います。我々は、最大限の対応をするという回答を文部科学省からもらってから2年余り経過して、保安検査に入るたびに、これも抜き打ちで入っているわけではなくて、定期的な保安検査に入って、そのうちの7割、8割で違反、ないしはこういった不適合があると自ら申告されて、それを調査に行っても、満足な回答が得られなくて報告聴取をかけざるを得ないと。ですから、これは我々がというか、誰がどう見ても満足のいく対応がとられているとは言えない。

一方で、では、JAEAと、これから今月中にJAEAの理事長とお会いして、現状なり、姿勢を改めて聴くこととなりますけれども、私としては、そこに一体どれだけの意味があるのか。必要なリソースの確保であるとか、人員の投入であるとか、ないしは組織としての文化、方向、姿勢といったものに対して、もんじゅという極めて運転経験も限られた、そして、長期間にわたって停止している、ナトリウムを冷却材として利用する炉を運転していくということに関して、果たして当事者能力があると思われるのかどうか。それを当事者に問うてみても仕方がないのではないか。これは国の政策をやはり委ねているわけですから、ここに委ねていいと思っているのかということとは是非改めて文部科学省に直接伺う必要があると思っていますので、是非、田中委員長の御提案のとおり、それもスピード感を持って進めていただきたいと思います。

○田中委員長

他の委員はいかがでしょうか。

田中知委員、お願いします。

○田中知委員

結論的には、委員長の御提案どおり進めていただくことが必要かと思います。もう2年あるいは2年半ぐらいたってきて、やはり次のステップを考えていかないと進まないのではないかと思いますし、前の原子力規制委員会するときにも発言しましたが、小さな原子力発電所並みの出力があり、ナトリウムを使っているというものですから、それをしっかりと技術的能力をもって安全を確保して、しっかり管理することが大事ですけれども、その辺に欠けるといふところもあるのではないかなと思いますので、そういうふうな資質といましようか、事業者として本当に大丈夫なのか、あるいはそれを管轄している文部科学省はどう考えているのかについて確認して、必要があれば、次の対策を考えていくような時になっているのではないかと思います。

○田中委員長

他に。

伴委員、石渡委員、よろしいですか。

それでは、各委員からもほぼ御賛同を頂きましたし、かなり積極的意見も頂きましたので、文部科学省には、ちょっと日程調整が必要だと思いますけれども、その方向で調整を進めていただくようお願いしたいと思います。

その上で、文部科学省あるいはJAEAの理事長からのヒアリングも予定していますので、そういったことを踏まえて、当委員会としてそれらの意見を、納得できる説明があれば一番いいのですけれども、その辺も含めまして再度改めてここで議論をさせていただくということで進めたいと思いますが、それでよろしいですか。

それでは、その方向で進めていただくようお願いします。

本日予定していた議題以外も、今、議論していただきましたけれども、最後に御報告ですが、伴委員が、来週、韓国で開催されます日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM）等に

出席されるため、定例会議は御欠席になります。

何か特になければ、これで。

それでは、本日の会議は終わります。どうもありがとうございました。